

## 特定高齢者の決定方法等の見直し等について（案）

### 1. 見直しの基本的な視点

- 先般の介護保険制度の見直しにおいては、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するため、「介護予防事業」が創設され、ハイリスクアプローチの観点から、要支援・要介護状態になるおそれの高い者（高齢者人口の概ね5%程度）を特定高齢者とし、介護予防事業を実施することとされた。
- 特定高齢者施策については、特定高齢者数、事業への参加者数が当初の想定と比較して少なく、現行のまま事業を継続した場合には、当初想定した介護予防の効果が十分に見込めないおそれがあることから、特定高齢者の決定基準等について見直しを行うこととする。
- 今般の見直しに当たっての基本的な視点は次のとおり。
  - ① 特定高齢者の決定方法の大幅な変更は行わず、該当基準等の見直しにより対応する。
  - ② 実施状況等を踏まえ、介護予防事業に参加する特定高齢者数が高齢者人口の概ね5%程度となるようにする。

### 2. 現状

#### (1) 特定高齢者数等の状況

特定高齢者等の状況については、資料2-2「介護予防事業の実施状況の調査結果」を参照。

#### (2) 特定高齢者の決定方法等に関する主な指摘

特定高齢者の決定方法等に関する自治体、有識者からの主な指摘については、（別紙1）を参照。

### 3. 特定高齢者候補者及び決定者を選考する基準の見直しの内容

#### (1) 特定高齢者候補者の選定基準について

##### ① 見直し（案）

見直し（案）	現行
【うつ以外20項目】 ○20項目のうちの該当数を <u>10項目</u>	【うつ以外20項目】 ○20項目のうちの該当数を <u>12項目</u>
【運動器関係】 ○5項目のうち3項目に該当	【運動器関係】 ○5項目すべてに該当
【口腔機能関係】 ○3項目のうち2項目に該当	【口腔機能関係】 ○3項目すべてに該当

##### ② 見直し後の該当率

上記の見直しを行った場合に基本チェックリスト実施者のうち候補者に該当する割合は約25%程度と見込む。

見直し（案）	現状
約25%	5.0%

※現状は、介護予防事業の実施状況の調査（平成18年11月30日時点の調査）より

## (2) 特定高齢者決定者の決定基準について

### ア 基本チェックリスト+検査所見・理学所見に関する事項

#### ① 見直し（案）

見直し（案）	現行
<p>【運動器関係】</p> <p>○5項目のうち3項目に該当（再掲）</p> <p>【栄養関係】</p> <p>○血清アルブミン値が <u>3.8g/dl</u> 以下</p> <p>【口腔機能関係】</p> <p>○以下の<u>いずれかに</u>該当</p> <p>①<u>3項目のうち2項目に</u>該当（再掲）</p> <p>②口腔衛生不良</p> <p>③反復唾液嚥下テストが3回未満</p>	<p>【運動器関係】</p> <p>○5項目<u>すべてに</u>該当（再掲）</p> <p>【栄養関係】</p> <p>○血清アルブミン値が <u>3.5g/dl</u> 以下</p> <p>【口腔機能関係】</p> <p>○以下の<u>すべてに</u>該当</p> <p>①<u>3項目すべてに</u>該当（再掲）</p> <p>②口腔衛生不良</p> <p>③反復唾液嚥下テストが3回未満</p>

#### ② 見直し後の該当率

上記の見直しを行った場合、9割以上の候補者は、決定者の基準のうち「基本チェックリスト+検査所見・理学所見」を満たすものと考えられる。

## イ 医師の判定区分に関する事項

### ① 見直し（案）

医師による判定区分の趣旨、すなわち、医学的な理由により介護予防事業の利用は不適當であるか否かの判断を行うという趣旨を踏まえ、医師の判定区分の文言をわかりやすく整理する。

見直し（案）	現行
<p>ア 生活機能の低下あり 生活機能の低下があり、要支援・要介護状態となるおそれが高いと考えられる場合</p> <p>ア－（ア） 介護予防事業の利用が望ましい</p> <p>ア－（イ） 医学的な理由により次の介護予防事業の利用は不適當</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 全て</li> <li><input type="checkbox"/> 運動器の機能向上</li> <li><input type="checkbox"/> 栄養改善</li> <li><input type="checkbox"/> 口腔機能の向上</li> <li><input type="checkbox"/> その他（                      ）</li> </ul> <p>イ 生活機能の低下なし 生活機能の低下所見を認めないか、あるいは生活機能が比較的よく保たれていると判断される場合</p>	<p>ア 医療を優先すべき 介護予防事業等の利用よりも医療を優先する必要性が認められると判断される場合</p> <p>イ 生活機能の著しい低下有り ア以外の場合であって、介護予防事業等の利用が必要と判断される場合</p> <p>ウ 生活機能の著しい低下無し ア以外の場合であって、生活機能の低下所見を認めないか、あるいは生活機能が比較的よく保たれていると判断される場合</p>

## ウ 見直し後の該当率（ア及びイの見直し後）

上記ア及びイの見直しを行った場合に候補者のうち決定者となる割合は約80%程度と見込む。

### 【候補者のうち特定高齢者となる割合】

見直し（案）	現 状
約80%	約38%

※現状は、介護予防事業の実施状況の調査（平成18年11月30日時点の調査）より

## 4. 高齢者へのアプローチや高齢者の介護予防プログラム参加を高める際の目標

### (1) 高齢者へのアプローチ：基本チェックリスト実施者

#### ① 基本チェックリスト実施率の目標

高齢者に占める特定高齢者の割合を高めるためには、基本チェックリスト実施者の絶対数を確保する必要がある。

介護予防事業の実施状況の調査（平成18年11月30日時点の調査）における基本チェックリストの実施率（約23%）、高齢者（65歳以上）の基本健康診査の受診率（約30%）、地域の実情等を踏まえ、基本チェックリスト実施の目標は40～60%程度が適当と考えられる。

ただし、基本チェックリストの実施対象者の選出のしかたによって、特定高齢者候補者・決定者となる割合は、変動することに留意する必要がある。

すなわち、対象者が基本健康診査ルートのみの場合は、特定高齢者候補者・決定者に該当する割合は低くなり、基本健康診査以外のルートの割合が高い場合は、該当する割合が高くなるものと考えられる。

#### 【高齢者のうち基本チェックリストを実施した者の割合】

見直し（案）	現状
約40～60%	約23%

※現状は、介護予防事業の実施状況の調査（平成18年11月30日時点の調査）より

#### ② 上記目標を達成するための方法

- 基本健康診査時における基本チェックリストの実施の徹底
- 基本健康診査以外のルートでの把握の推進
  - ・ 医療関係団体等の関係団体との連携
  - ・ 要介護認定担当部局との連携
  - ・ 保健師等によるハイリスク者に対する訪問活動 等
- 医師の診療時におけるチェック